

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。



保険料の免除制度を「活用ください」

国民年金の保険料を納めるのが難しい方に
知ってほしい4つの制度

1 経済的に保険料が納められない方に「申請免除」制度

国民年金には保険料の免除制度があります。「収入が少ないため、国民年金保険料を全額納めることができない」とお困りの方は、免除制度の活用をおすすめします。収入の減少や失業等により保険料を納めることが経済的に難しいとき、保険料の全額または一部が免除されます。

令和元年7月分から令和2年6月分の保険料の免除申請は7月から受付します。

◆申請の前に：
○申請は、原則毎年必要です。
○不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。

○申請前に納付された保険料は、お返しすることができません。なお、納付された保険料は将来受け取る年金額に反映されません。

○口座振替を利用している方は、金融機関、町民福祉課町民生活グループまたは年金事務所窓口で口座振替辞退の届け出をしてください。承認期間が終了した後、口座振替を希望される方は口座振替納付申出書の提出が必要です。

○前年の所得が未申告の方は、総務課税務グループで所得の申告をお済ませください。前年の所得がなかった方も申告をお願いします。

2 50歳未満の方に「若年者納付猶予」制度

50歳未満の方（学生以外）で、働いていないなどの理由で生活に余裕がない場合、保険料の納付が猶予されます。

申請には、本人、配偶者（別居中の配偶者を含む）それぞれの前年所得などの審査があります。ただし、同居する世帯主の所得は問いません。

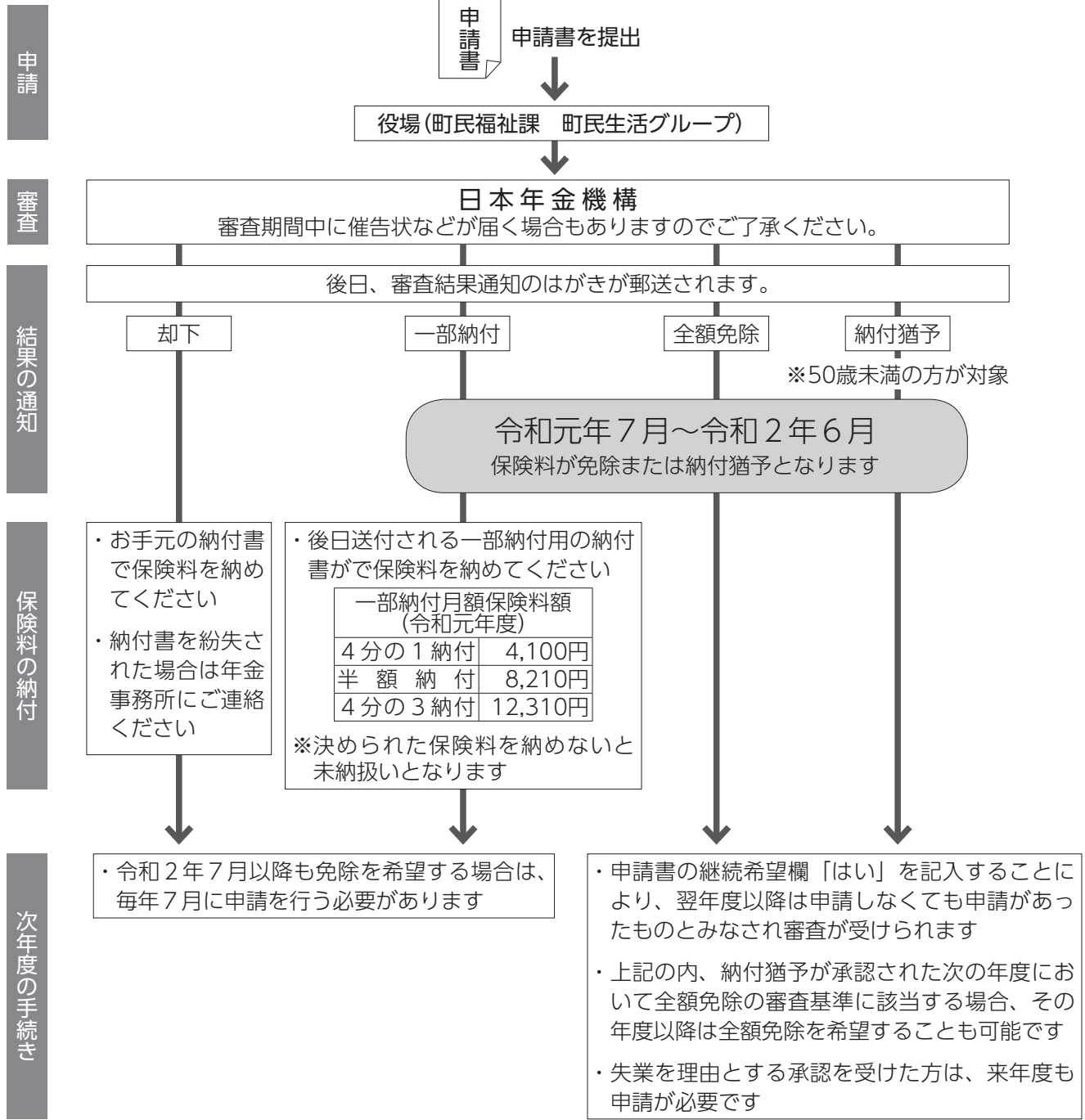
3 20歳以上の学生さんに「学生納付特例」制度

学生の方が、申請により保険料の納付が猶予される制度です。この制度を利用することで、将来の年金受給権の確保だけでなく、万一の事故などにより障害を負ったときの障害基礎年金の受給資格

を確保することができます。申請には、本人の前年の所得基準などの審査がありますが、世帯主、配偶者の所得は関係しません。

4 障害基礎年金や生活保護を受けている方に「法定免除」制度

障害基礎年金、障害厚生年金の1級・2級の受給権者、生活保護法による生活扶助を受けている方、ハンセン病療養所、国立保養所などに入所している方は保険料が免除されます。法定免除に該当する方でも保険料の納付を申し出ること、前納や口座振替を利用して保険料を納めることができます。



令和元年度の国民年金保険料 月額16,410円

納付は口座振替が便利です。また、前納すると割引がありお得です。納付が難しい方は免除申請ができます。

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004
受付時間 月曜～金曜日 8時30分～19時 第2土曜日 9時～17時
※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は利用できません。
町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135

相談・問い合わせ